

目黒本町五丁目地区
住宅市街地整備計画

1. 整備地区及び重点整備地区の区域

(1) 整備地区

名 称：目黒本町五丁目地区
所在地：目黒区目黒本町五丁目1～33番の区域内
面 積：18.8 ha

(2) 重点整備地区

名 称：目黒本町五丁目地区
所在地：目黒区目黒本町五丁目1～33番の区域内
面 積：18.8 ha

2. 整備地区の整備の基本的方針

(1) 整備地区の概要

①立地

当地区は、目黒区の東南部にあり、品川区と接し、東急目黒線西小山駅の北側に位置する。北側は、都市計画道路補助26号線に接し、南側は補助30号線に接し、地区中心部には補助46号線が通り抜けている。

②地区の形成経緯

当地区は大正12年、東急目蒲線の開通に伴い西小山駅を中心に市街化が進んだ地区で、大半が低層木造住宅で構成された市街地である。

③現況

イ) 人口

表 地区人口

	地区面積 (ha)	人口(人)				人口密度 (人/ha)	備考
		～14歳	15～64歳	65歳～	合計		
平成27年	18.8	414	3,430	1,305	5,149	274	密集市街地総合整備事業開始
令和2年	18.8	423	3,619	1,298	5,340	284	

(当該年度の1月の住民基本台帳データによる)

- ・近年、地区内人口は増加しており、年齢別では、年少人口および生産年齢人口の増加傾向が見られる。
- ・高齢人口は、若干減少しているが高齢人口率は、24.3% (1,298/5,340) であり、区全体 (19.7%) と比較して、高い状況にある。

ロ) 土地・建物現況

表 用途地域現況

地域地区	規模		建ぺい率	容積率	防火地域	高度地区
近接商業地域	6.63ha	35.30%	80%	300%	防火 準防火	第二種 第三種
第一種住居地域	12.13ha	64.70%	60%	200%	準防火	第二種
合計	18.76ha	100.00%				

(平成 28 年公表の土地利用現況調査による)

表 土地利用

区分	平成23年		平成28年	
	面積	構成比	面積	構成比
道路	3.2ha	17.0%	3.2ha	17.0%
公園・緑地	0.2ha	1.1%	0.2ha	1.1%
その他公共公益	0.6ha	3.1%	0.6ha	3.0%
住宅系用地	11.3ha	60.2%	11.5ha	61.1%
商業系用地	2.0ha	10.8%	1.8ha	9.7%
工業系用地	1.0ha	5.4%	0.6ha	3.0%
その他	0.5ha	2.5%	1.0ha	5.1%
合計	18.8ha	100%	18.8ha	100%

(平成 23 年度および平成 28 年公表の土地利用現況調査による)

表 建物概要 1

	平成23年				平成28年			
	棟数	比率 %	建築面積 ha	比率 %	棟数	比率 %	建築面積 ha	比率 %
耐火構造	249	19.0	3.0	31.6	288	22.6	3.4	37.1
準耐火構造	280	21.4	1.6	16.8	304	23.9	1.7	18.5
防火造	715	54.6	4.5	48.0	611	48.0	3.8	41.2
木造	63	4.8	0.3	3.5	44	3.5	0.2	2.5
不明	3	0.2	0.0	0.0	27	2.1	0.1	0.6
合計	1,310	100.0	9.4	100.0	1,274	100.0	9.1	100.0

(平成 23 年度および平成 28 年公表の土地利用現況調査による)

表 建物概要 2

	世帯数 (世帯)	建物棟数			戸数			木造・防火 木造 建ぺい率	不燃領域率 (%)
		全体	老朽 建築物	老朽住宅 棟数率 (棟/ha)	全体	老朽 建築物	老朽住宅 戸数密度 (戸/ha)		
平成27年	2,944	1,231	783	41.6	3,201	1,570	83.5	19.4	59.3
令和2年	3,155	1,213	767	40.8	3,357	1,614	85.9	14.9	65.8

(当該年度の 1/1～12/31 までの建替え等をふまえた数字)

(老朽建築物は住宅を対象とし、耐用年限 2/3 以上超過した対象 130 点以上とする)

(不燃領域率は東京都方式を記載する)

- ・地区内の用途地域は、第一種住居地域が約 65%と大半を占める。補助 46 号線沿道の 30mは、防火地域に指定されている。
- ・平成 23 年度と平成 28 年度の土地利用構成の大きな変化は見られないが、住宅系用地が増加し、商業系用地および工業系用地が減少している傾向が見られる。
- ・平成 28 年度の建物棟数は、平成 23 年から若干減少している。
- ・平成 27 年度から建物棟数に変化はみられないが、老朽住宅棟数は減少傾向、老朽住宅戸数密度は増加傾向にある。木造・防火木造建ぺい率及び不燃領域率はともに、改善され防災性は向上しているとみられる。

ハ) 公共施設

a.道路

幅員	公道		私道		合計	
	延長 (m)	延長率 (%)	延長 (m)	延長率 (%)	延長 (m)	延長率 (%)
4m未満道路延長	421	8.7	3426	99.2	3847.0	46.3
1.8m未満	0	0.0	262	7.6	262.0	3.2
1.8m～2.7m	16	0.3	1942	56.2	1958.0	23.6
2.7m～4.0m	405	8.4	1222	35.4	1627.0	19.6
4.0m～6.0m	2321	47.9	29	0.8	2350.0	28.3
6.0m以上	2107	43.5	0	0.0	2107.0	25.4
合計	4849	100	3455	100	8304.0	100

(平成 28 年公表の土地利用現況調査による)

- ・当区域は全域耕地整理済であり、4m～6m程度の道路により格子状に街区が形成されている。
- ・全道路延長の 5 割以上が幅員 4 m 以上となっている。
- ・幅員 4 m 未満の狭あい道路の多くが私道である。
- ・北東部側区域境は補助 26 号（概成（地区に接する区間は完成） 計画幅員 20m）に接している。
- ・南西側区域境（一部）の補助 30 号（計画幅員 15m）は平成 25 年度に完成した。
- ・区域中央部の補助 46 号（計画幅員 20m）は、平成 21 年度に事業決定され、整備中である。

b.公園

公園名	面積 (㎡)	密集 事業	備考
本町みなみ街角公園	257.22	○	平成元年度用地取得
金杉原南緑地公園	241.72	○	平成元年度用地取得
本町北公園	203.70	○	平成17年度整備
本町五丁目西街かど公園	200.50	○	平成27年度用地取得
東町南児童遊園	647.47		
東原児童遊園	595.04		
地区内公園合計面積 (m2)	2145.65		
人口 (人)	5262		令和3年1月現在
一人当たり公園面積 (m2/人)	0.408		

- ・地区内には6箇所の公園等があるが、一人当たりの面積は0.41㎡/人となっており、目黒区平均の1.75㎡/人（令和2年時点）と比較して少ない。
- ・地区北東部に公園等の誘致距離（半径125m）から外れる公園不足地域がある。
- ・この他に緑地として、立会川緑道（1,763.2㎡）がある。

（２）整備地区の課題

①防災性・住環境

- ・区域は低層過密な密集市街地であり、住環境上の日照・通風等の問題を抱えている。
- ・特に街区内部では、老朽建築物が密集し、オープンスペースが少なく、細街路が多く行き止まり道路が多いため、市街地火災において燃え広がりやすく、防災上・住環境上の問題を抱えている。
- ・街区内部には、4m未満の道路に面する接道不良敷地や100㎡未満の小規模敷地がある。
- ・不燃化建築物への建替えは進んでいるが、老朽化の著しい木造共同住宅等も残っている。中には、住戸や廊下・階段等が狭く、高齢者には使用しにくいなど、居住水準や設備水準が低いものがある。

②公共施設

- ・地区内の道路の4割以上が幅員4m未満の細街路で、行止まりも見られ、避難所等への安全な避難路が確保されていない。
- ・目黒区全体の一人当たり公園面積を大きく下回っており、区の都市計画マスタープラン、目黒区緑の基本計画においても、当区域を含む目黒区南部は、公園整備を重点的に行うべき公園不足地域として位置づけられている

（３）密集市街地総合防災協議会

- ・当地区では、町会関係者を中心とした住民協議会が、昭和63年の「木造賃貸住宅地区総合整備事業」導入に合わせて設置され、平成27年度に密集市街地総合防災事業への移管に伴い、名称を変えて継続している。
- ・今後も地区内の課題等を共有し、官民が協働で事業に取り組む地元組織として運営する。

名 称：目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会

代表者：目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会会長

構成員：目黒区、目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会会員

（４）整備地区の整備の方針

①整備の基本構想

街づくりの基本的な方針として、「防災都市づくり推進計画」及び「目黒区都市計画マスタープラン」に基づき以下のように定める。

- ・災害に強い街の整備として、老朽木造住宅の建替えや耐震補強の誘導、不燃化や共同化の促進、生活道路網の整備により災害に強い街づくりと過密住宅地の解消を目指す。
- ・ゆとりある良好な住環境の保全・形成として、敷地細分化の防止、共同化の誘導、共同住宅の建築に際しての緑化やまわりの空間確保を誘導する。

- ・都市計画道路補助 46 号線の整備とあわせて、沿道の不燃化・共同化を進め、延焼遮断帯の形成を目指す。
- ・不燃領域率 70%（東京都方式）を目指す。

イ）防災性・住環境の向上

- ・道路沿道の不燃化による延焼遮断帯の確保
- ・老朽住宅等の建替え促進
- ・不燃領域率の向上

ロ）公共施設の整備

- ・公園用地の取得、整備によるオープンスペースの確保

ハ）行政・民間事業者を含む関係諸各所との連携

- ・住民のまちづくり活動を支援
- ・目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会等との連携

②防災性の向上に関する基本方針及び実現方策

イ）基本方針

本地区の防災性向上に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ・都市計画道路補助第 46 号線の道路整備にあわせた沿道の建替え促進と延焼遮断帯の形成
- ・公園、空地の確保

ロ）実現方策

上記の基本方針を実現し、以下の方策を推進する。

- ・補助 46 号線整備（東京都事業）により、延焼遮断帯としての機能を確保する。
- ・公園用地、ポケットパーク取得に向けた調査、地権者訪問を実施する。

③老朽建築物等の建替の促進に関する基本方針及び実現方策

イ）基本方針

本地区の老朽建築物等の建替の促進に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ・老朽建築等の建替えを促進し、不燃化を進める

ロ）実現方策

上記の基本方針を実現し、以下の方策を推進する。

- ・不燃化特区制度を活用した接道不良建築物の建替え促進
- ・木造住宅密集地域整備事業、不燃化特区制度を活用した老朽住宅等の建替え助成
- ・住民のまちづくり活動を支援し、不燃化・共同化等の啓発
- ・国、東京都の関連事業・制度の活用及び連携

④従前居住者の対策に関する基本方針及び実現方策

イ) 基本方針

本地区の従前居住者の対策に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ・本事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる従前居住者については、事業後も地区に住み続けられるようその条件を整えるものとする。

ロ) 実現方策

上記の基本方針を実現し、以下の方策を推進する。

- ・地区内のコミュニティ住宅 6 戸を有効に活用する

3. 整備地区の土地利用に関する事項

(1) 土地利用面積

住 宅 用 地	11.5 h a (61.1%)	道	路	3.2 h a (17.0%)
商業・業務用地	1.8 h a (9.7%)	教 育 施 設	0.5 h a (2.7%)	
公 園・緑 地	0.2 h a (1.0%)	工 業 系	0.6 h a (3.2%)	
そ の 他	1.0 h a (5.3%)			

(平成 28 年公表の土地利用現況調査による)

(2) 土地利用に関する基本方針

目黒区の基本計画並びに都市整備方針の理念を基本とし、土地・建物に係る都市計画、地区の現況を踏まえ、災害に強く緑豊かで快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指す。

①商業地区

- ・平和通り商店街と武蔵小山西口商店街振興組合を含む補助 26 号沿道の部分は、武蔵小山駅への連続性に配慮しながら、地区の中心的な商業地の形成を目指す。
- ・西小山駅補助 30 号線沿いの商業地は、地元に着したにぎわいのある近隣商業地の形成を図る。

②中層住商共存地区

- ・地区の中央部をおおむね南北に縦断する補助 46 号線沿いの部分と栄通り商店街・平和通り商店街の商業地は、住宅と生活関連の商業機能を有する土地利用を誘導する。
- ・補助 46 号線沿道では、道路の整備に合わせて一部共同化を図りながら、地区の防災性向上に重点をおき、延焼遮断帯としての機能を含ませた建物の更新を図る。

③中低層住宅地区

- ・住宅地は、オープンスペースの確保、緑化の推進、建て詰まりの解消、木造建築物の不燃化建替えを進めながら、災害に強く、緑とオープンスペースが豊富で、快適な住環境を備えた中低層住宅地の形成を図る。

4. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な街区における住宅等の整備に関する事項

該当なし。

(2) その他の街区における住宅等の整備に関する事項

該当なし。

5. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 主要な施設の整備に関する事項

施設名		整備の内容				
		名 称	種別等	事業主体	事業量	備 考
公共施設	道路	補助 46 号	事業中	東京都	延長約 510m 幅員 20m	都市計画道路 決定済み

(2) その他の施設に関する事項

施設名		整備の内容				
		名 称	種別等	事業主体	事業量	備 考
公共施設	公園・緑地	公園		目黒区	300 m ²	令和 6 年度 用地取得（寄付）予定 令和 8 年度 整備予定
		ポケットパーク		目黒区	50 m ²	
		ポケットパーク		目黒区	50 m ²	

①道路整備に関する基本方針

・ 該当なし。

②公園・広場等の整備の基本方針

イ) 整備目標

公園・広場等に関する整備目標は、次のとおりとする。

- ・ 建築物周辺のオープンスペースの確保等により、うるおいあるオープンスペースを創出する。
- ・ 公園整備にあつては、既存公園の位置や規模を考慮し、公園の不足している地域に重点を置きながら、バランス良く適正に配置する。

ロ) 公園・広場等の整備の実現方策

上記の整備目標を実現し、以下の方策を推進する。

- ・ 公園不足地域を解消するため、積極的に用地取得し、公園・広場等を適正に配置し整備していく。また、既存の公園・広場の拡張を検討する。
- ・ 老朽建築物の所有者や地権者と交渉し、用地を取得する。

- ・協議会の開催や街づくりニュースによる地元への周知を実施し、積極的に地域から土地の情報を収集する。
- ・46号線整備工事に伴う極小残地敷地、接道不良住宅等をポケットパークとして整備するために、東京都と連携をとりながら地権者と交渉する。

6. その他必要な事項

(1) 事業施行予定期間

令和3年度から令和7年度（事業導入は昭和63年度）

(2) その他特に記すべき事項

様々な制度や事業と連携を図りながら、不燃化を誘導するとともに、道路公園の整備を含めた周辺環境の改善・向上する。

【連携事業等】

①国

- ・防災街区整備事業
- ・都心共同住宅供給事業
- ・特定優良賃貸住宅供給促進事業制度
- ・都市防災総合推進事業

②東京都

- ・東京都防災密集地域総合整備事業
- ・東京都不燃化推進特定整備事業

③目黒区

- ・街づくりコンサルタント派遣制度
- ・目黒区狭あい道路拡幅整備事業
- ・目黒区みどりのまちなみ助成制度
- ・目黒区不燃化推進特定整備事業

④住宅金融支援機構

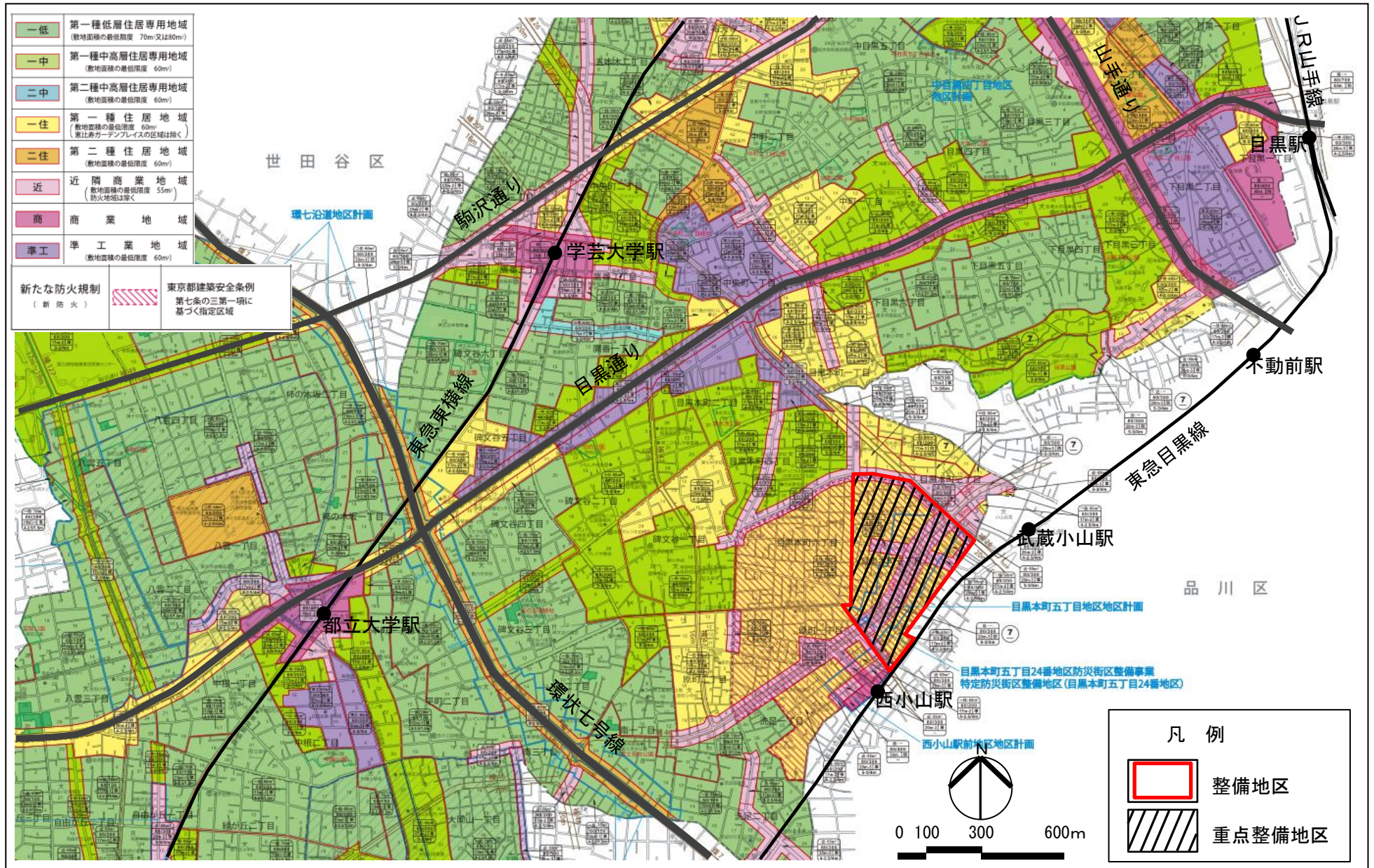
- ・まちづくり融資

なお、これ以外のお制度・事業についても必要に応じて連携を図りながら事業を進める。

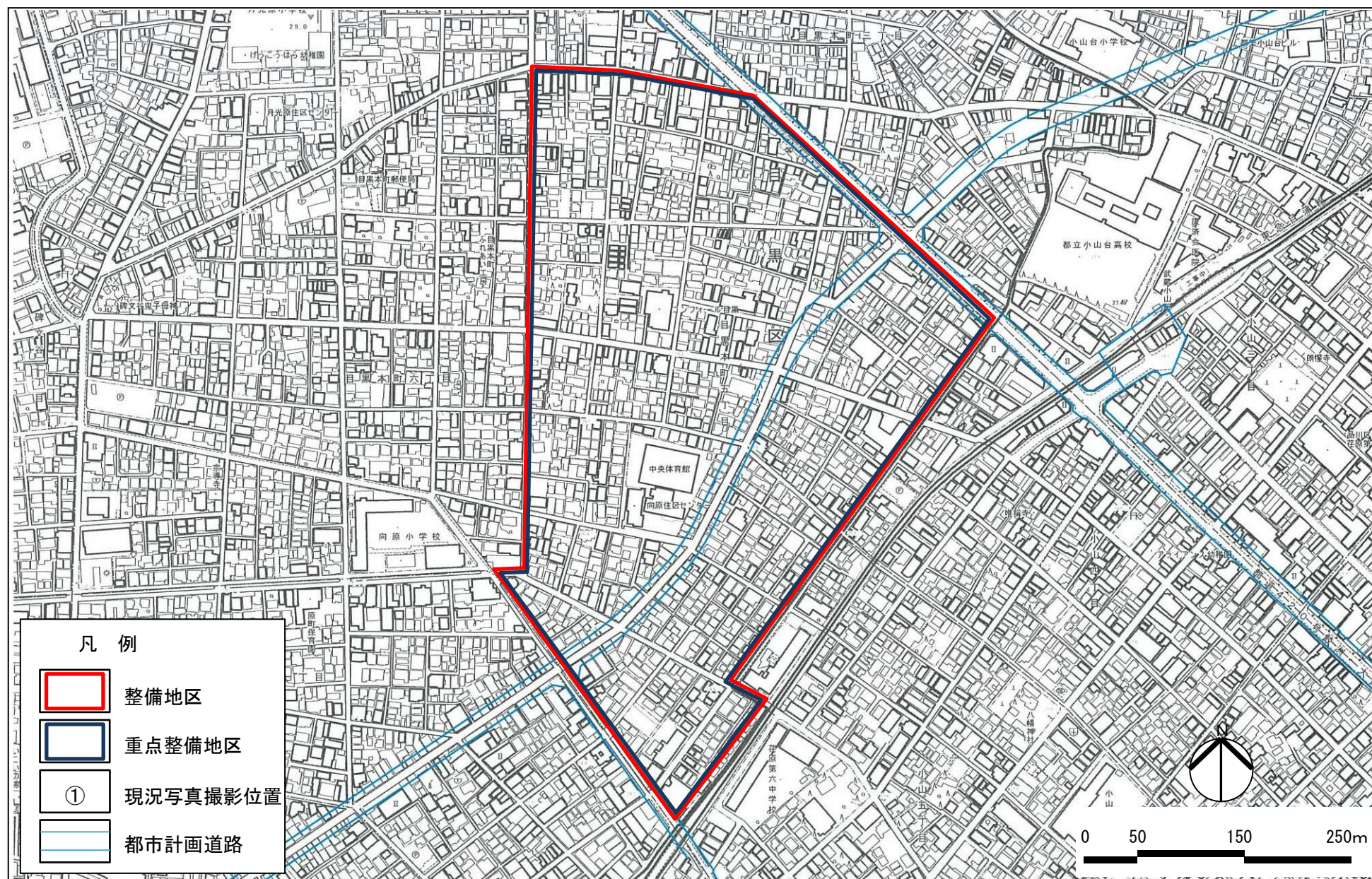
(3) 地元住民協議会との連携

- ・目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会（旧木造住宅密集地域（目黒本町五丁目地区）整備関係住民協議会）
- ・目黒本町六丁目・原町地区密集市街地総合防災協議会（旧木造住宅密集地域（目黒本町六丁目・原町地区）整備関係住民協議会）
- ・西小山街づくり協議会
- ・46沿道まちづくり協議会（原町一丁目・洗足一丁目地区）

■整備地区位置図



■整備地区区域図



凡 例

- 整備地区
- 重点整備地区
- 都市計画道路
地区内幹線道路（破線は事業中）
- 主要生活道路
- 目黒本町五丁目地区地区計画
- 商業地区
- 中層住商共存地区
- 中低層住宅地区
- 公園・ポケットパーク（計画）
- 防災街区整備事業